

C.H.Beck 社ウェブポータルならびに「電子メールサービス」一般利用条件

2017年1月25日 C.H.Beck 社
(エヌオンライン和訳)

第1条 適用範囲と定義

- 1 項 本一般利用条件(以下「利用条件」とする)は、お客様が注文を行なった時点で改訂されたものとして、お客様との間で結ばれた利用契約に加えて、「バックオンライン」データ、「バックオンライン STEUERN & BILANZEN」、「バックオンライン WIRTSCHAFTS データ」、「バック personal-portal」、および「ノモスオンライン」、(以下、上記をそれぞれ「データベース」とする)および「電子メールサービス」に関して C.H.Beck 社(以下「当社」とする)とお客様との間の取引関係に適用される。「電子メールサービス」とは、特に「バック専門サービス」、および ”ArbR”、”FamFR”、”GRUR-Prax”、”GWR”、”SteuK” 等の雑誌に関連する「電子レター」(eLetter)を意味する。
- 2 項 本利用条件と矛盾する、または本利用条件を逸脱もしくは補足するお客様の一般取引条件は、当社が明確にその適用に同意したものでない限り、契約の構成要素とならない。本利用条件はまた、当社に矛盾の自覚がある、または本利用条件と異なる顧客サービス条件を無断で実行した場合にも有効である。
- 3 項 次に挙げる本利用条件で使用する定義は以下の通りである。
 - 1 号 「呼び出し」とは、使用者誘因でブラウザに表示するためにドキュメントを呼び出すことである。複数の呼び出し、例えばページを前後にめくったり再びブラウザに呼び出したりすることは、それぞれ別の呼び出しとしてカウントされる。
 - 2 号 「当該使用者」とは、データベース使用の使用契約の条項に従った該当の自然人のことである。使用契約に別様に記されていない限り、当該使用者は契約締結時点でお客様と提携パートナーや共同経営にある企業、あるいはこれとサービス・業務・職業訓練関係にある人々に限られる。他の人物による直接および間接の使用は許可されない。共有事務所関係のお客様の同僚は当該使用者にあたらぬ。
 - 3 号 「ドキュメント」とは、ブラウザに表示された各ページのことであるが、ここではドキュメントの内容が有料か無料かは問わない。本用語はとくに公文書、概要やリストも含むが、検索結果や、印刷・ヘルプページは含まない。
 - 4 号 「個別ドキュメント」とは、お客様の契約モジュールに含まれず、「個別ドキュメント参照」オプションの範疇または「バック treffer」で呼び出せる単独ドキュメントのことである。
 - 5 号 「個別ドキュメント参照」とは、お客様の契約モジュールに含まれない個別ドキュメントを呼び出す特別オプションである。個別ドキュメントの呼び出しは個々に課金される。
 - 6 号 「IP チェック」とは、お客様のスタティックな IP アドレスの使用によるデータベースへの継続的なアクセスのことである。IP チェックによるデータベースへのアクセスには特別の契約が必要となる。
 - 7 号 「お客様」とは、使用契約に記載された当社の契約パートナーのことである。お客様は自然人または法人、あるいは使用契約に定義された他の組織や設備の場合もある。
 - 8 号 「セッション」とは、データベースからのウェブサイトの呼び出しから、データベースからのログアウトまたはブラウザ終了までの期間のことである。
 - 9 号 「シングル・サイン・オン SSO」とは、端末機器での当該使用者のログインが同時にデータベースの

個人化されたログインを兼ねる操作のことである。

10号「お客様と連携した企業」とは、契約締結時点で連携している企業のことである。

第2条 契約の締結

- 1項 当社のウェブサイトまたは他の媒体での「データベース」および「電子メールサービス」の紹介は当社による拘束力ある提供の申し出ではない。むしろ、お客様には使用契約締結の拘束力ある申し出を提示する可能性が与えられている。
- 2項 使用が意図される場合、オンライン注文は9人のユーザーまで可能である。その場合、お客様はオンライン注文手続を行なって、「支払義務のある注文」ボタンをクリックすることにより注文書を送り、申込みを行なう。注文書の送付後、お客様にはお客様の届け出たアドレス宛に電子メールにて注文確認が送られる。そのような注文確認通知は当社による申込の受領を示す。お客様発注の注文確認にて利用契約および本利用条件が要求される。
- 3項 10人以上のユーザーによる使用が意図される場合、個々の注文依頼は当社販売部宛に行わなければならない。当社はそれにもとづきお客様に利用契約書を送付する。同契約書はお客様により署名され当社に返送され、当社に到着した時点で効力を発するものとする。さらに本利用条件が適応される。
- 4項 “NJW” 予約購読者は予約の範囲内で、追加費用なしで、「NJWDirekt」のコンテンツにオンラインアクセスすることができる。そのためには当社ウェブサイトにて個別のアクティブ番号で同コンテンツ利用をアクティブにする必要がある。
- 5項 上記第2条4項の規定は、購入にダイレクトモジュールの使用を含む印刷版製品および雑誌に関連する「電子レター」にも準用される。

第3条 テスト期間および解約権

- 1項 契約締結後、お客様は予約購読する「データベース」のモジュールおよび「バック専門サービス」をテスト期間中、完全に、無料で試用することができる。別段の合意がない限り、テスト期間は4週間とする。予約購読製品に含まれないドキュメントは無料試用から除外される。無料テスト期間は個々の製品につき1回に限り認められる。
- 2項 お客様が予約購読モジュールまたは「バック専門サービス」の使用を望まない場合、お客様はテスト期間中に特定の手続なしに契約を終了することができる。そのような場合、解約告知が当社に届いた時点で契約が終了するものとする。
- 3項 「eラーニング」モジュールの予約に関してテスト期間はない。下記第13条4項および同条5項の規定はそれらの契約期間および契約終了に関して適用される。
- 4項 「バック treffer」の利用契約にテスト期間の指定はなく、特定期間の遵守なく常時解約することができる。
- 5項 下記第4条に規定される解約権は影響を受けない。

第4条 消費者の義務情報

- 1項 当社は下記の解約権に関する指示に基づく消費者として行為する消費者に対して解約権を認める。

「消費者」とは、その営業上の活動にもその独立した職業上の活動にも帰せられない目的で法律行為を結ぶすべての自然人である(ドイツ民法典第13条)。

解約に関する指示

解約権

お客様は14日以内に、理由の説明なく、本契約を取り消すことができます。解約期間は契約締結日から14日間です。ご自分の解約権を行使するためには、お客様は当社(Verlag C.H.Beck oHG, Wilhelmstr. 9, 80801 München, 電話:089-38 189-747, ファックス:089-38 189-297, 電子メール:

beck-online@beck.de)に明確な表明(例えば、郵送による書簡、ファックス、電子メール)によって本契約を取り消すご自分の決断を伝えなければなりません。

解約権行使の通知が解約期限経過前に発送された時点で解約期限が守られたものとみなす。

解約の結果

お客様が本契約を取り消す場合、当社はお客様から受領した、配達費用を含むすべての支払金(但し、当社が申し出た、最も好都合な標準的配達とは別の配達方法をお客様が選択したことにより発生した追加費用を除く)をただちに、お客様の解約告知が当社に到着した日から遅くとも14日以内に返還しなければならない。お客様との間に別段の合意がない限り、この返還のために当社はお客様が最初の取引時に使用したのと同じ支払方法を用いる。いかなる場合も、この支払金返還によってお客様に代金が請求されることはない。

解約権に関する指示了

解約書式見本

(もし契約を解約されたい場合、この書式見本に記入して返送してください。)

- 住所: Verlag C.H.Beck oHG, Wilhelmstr. 9, 80801 München, ファックス: 089-38 189-297, 電子メール: beck-online@beck.de
- 私/私たちは、以下の専門サービスの受領についての私/私たちの契約をここに解約する。

- 注文日:
- お客様の氏名
- お客様の住所
- お客様の署名
- 日付

2項

オンライン事業者として当社はお客様に欧州委員会のオンライン紛争解決プラットフォーム(OS-プラットフォーム)について告知する義務を負う。このOS-プラットフォームは次のリンクより閲覧できる <https://webgate.ec.europa.eu/odr>。但し当社は消費者斡旋機関に先んずる紛争解決手続には関与しない。

第5条 データベースへのアクセス / 電子メールサービスの購入

1項 お客様が予約購読するモジュールへのお客様のアクセスは、当社がお客様に与えるアクセスデータを用いて行われ、パスワードで保護される。複数のユーザー向けの予約購読である場合、権限あるユー

- ザ一人にはご自身のアクセスデータとパスワードが与えられる。個人的ログインのためのアクセスデータは技術的な理由により暗号化されたリンクを E メールで伝達する形に限定される。したがってお客様には当社に当該利用者該当の E メールアドレスを通達する義務がある。お客様はアクセスデータとパスワードを秘密にし、第三者による不正使用を防がなければならない。お客様はさらに、関係ユーザーもそのような義務を守ることを保証しなければならない。シングルサインオン (SSO) によるログインは基本的に認められる。
- 2 項 データベースの機能の使用可能性および許可された使用範囲の遵守に必須の管理は、当社のシステムに伝達された顧客の端末機器がクッキーを受容し、これらを修正せずセッション中は可能な限り消去しないことを必要とする。お客様には、上記の要求の遵守を (特にブラウザの該当の設定において) 保障する義務がある。自身の都合でこの義務に従わないお客様に対しては、それに起因する機能制約に当社の責任はないものとする。義務違反により使用範囲の遵守の管理に障害が出た場合、当社は規定によりお客様に相応の救済期間を促し、救済を受けるまでお客様のアクセスを無実期間満了で停止できる。且つ、当社は無実期間満了後さらなる相応期間に使用契約を破棄できる。
- 3 項 固定の IP アドレスをもつ裁判所、法律事務所、会社、公的機関その他の施設、団体は関連する当社との取り決めに基づき IP チェックにて「データベース」にアクセスすることができる。そのような場合、関係利用者の端末機器がつねに「データベース」に接続しているので、各利用者はユーザー名とパスワードを用いて登録する義務を負わない。ただし、「データベース」の個人向機能、特に、書類ファイル管理、検索・注記マーク付けの保存を利用したい関係ユーザーは、ユーザー名とパスワードによって申し込む必要がある。お客様の要請により、IP チェックは各利用者のユーザー名とパスワードが各利用者のコストセンターに割り振られるように設定することができる。
お客様は IP チェックによる「データベース」へのアクセスをお客様の施設内の端末機器及びお客様の申し込みの範囲内の権限ある利用者に限らなければならない。
- 4 項 お客様はユーザー名、パスワードまたは IP チェックの不正使用に気づいた場合、ただちに当社へ通知しなければならない。不正使用があった場合、状況が解明され不正使用がやめられるまで、当社は「データベース」へのアクセスを遮断することができる。お客様は自らに責任のある不正使用に対して責任を負う。
- 5 項 「電子メールサービス」を申し込む場合、お客様は電子メールで技術情報を受け取る。そのためにお客様はご自身の電子メールアドレスを当社に伝えなければならない。

第 6 条 お客様の協力義務

- 1 項 お客様は、その作業場所において、使用されるハードウェアやオペレーティングシステム・ソフトウェア、インターネットへの接続および最新のブラウザソフトなどに関する、「データベース」へのアクセスに必要な技術的要件を整え、維持しなければならない。当社はどのブラウザが現在支持されているかをウェブサイトで示す。
- 2 項 「データベース」システムがさらに発展した場合、当社により通知されたのち、お客様はご自身が使用する IT 設備に必要な適合措置を取らなければならない。
- 3 項 「データベース」の適切な使用には、お客様が使用する端末が刻む時と時間帯が正確でなければならない。お客様は関連する設定を行わなければならない。
- 4 項 お客様はご自分のシステムを保護するために必要な措置を講じなければならず、特に、お客様はブラウザの確立された保護設定を使用し、マルウェアを防ぐ保護メカニズムを更新しなければならない。
- 5 項 ベックオンライン WIRTSCHAFTSDATENBANK の範疇での支払能力情報伝達は、使用者が公正な目的を希望の情報の信用に置き、保護に値する該当事項に反する仮定を主張する理由がないこ

とを前提とする(連邦データ保護法 29 条 2 項)。使用者は公正な目的での個人情報の請求に真実を提出する義務がある。連邦データ保護法 29 条 2 項 4 号により使用者は、公正な目的およびすべての照会の信用できる陳述を記録し、その記録を 12 か月の期間保管する義務がある。当社は提出された情報を適宜選びだし、事実確認する法的義務がある。

第 7 条 サービスの範囲および権限、利用可能性、変更権限

- 1 項 予約購読の範囲内でお客様が利用できる「データベース」のモジュールまたは「電子メールサービス」の範囲内でお客様に送られる内容は利用契約書で定められる。
- 2 項 宣伝資料、ウェブサイト、文書類での「データベース」または「電子メールサービス」に関する当社の記述および説明は性質を述べるものにすぎず、ある特性を保証するものではない。
- 3 項 「データベース」および「電子メールサービス」の内容の選択と維持にさいして、当社は通常の注意基準を適用する。裁判例や法規に関して当社は連続的維持をはかるが、そのさい第三者からの正確な情報受け取りに頼らざるをえない。著作物(コメンタール、ハンドブック、レキシコン、行政書式など)はそのつど最新版を「データベース」に収録する。定期的にアップデートされる「ベックオンラインコメンタール」はそのつどの最新版が関連ページに掲載される。同じことが、複数の版を重ねているオンライン化された印刷版著作物の更新注記にも当てはまる。お客様はご自分の使用目的に従って内容の信頼性を確認しなければならない。
- 4 項 当社は暦年平均 98%の「データベース」利用可能性を達成できるよう努力する。標準となるのは「データベース」システムとインターネット間のネットワークアクセスポイントにおける「データベース」の利用可能性である。利用可能性は次の公式により計算される。

$$\text{利用可能性} = (\text{全時間} - \text{全遮断時間}) / \text{全時間} \quad 100\%$$

全遮断時間の算出には以下の時間を含まない。

- a) インターネットの機能不全または不可抗力などの当社が責任を負わない状況により生じた利用不能時。
 - b) 毎日午前 6 時から 8 時まで当社が定期的に行う「データベース」システムの計画的メンテナンス作業による利用不能時。
 - c) 機能不全を除去するために必要な、やむをえない予定外のメンテナンス作業による利用不能時間。可能な場合、ウェブサイト上での通知によりお客様に機能不全についてお知らせする。
 - d) お客様のハードウェアの機能不全など、お客様が整えるべき「データベース」へのアクセスの技術要件の一時的不備により生じた利用不能時間。
- 5 項 当社は「データベース」をたえず最新の要求に適合させるよう努力する。それゆえ、当社はシステムを最新の技術水準に適合させるための変更、特に利用者の利便性を高めるための変更を行なうことができ、誤りの訂正、アップデート、補足、プログラミング技術の最適化その他利用規定に基づく理由により必要な場合には、内容を変更することができる。そのような変更により、お客様が受ける権利のあるサービスの価値が相当減じた場合には、お客様は代金の減額を要求するか、告知期間を遵守することなく利用契約を解除することができる。解除権は変更がなされた日から 8 週間以内に行使することができる。

第 8 条 代金、代金の調整、支払条件

- 1 項 「データベース」の使用または「電子メールサービス」の購入に対してお客様が支払うべき代金は利用

エヌオンライン・マニュアルシリーズ

- 契約書に定められる。
- 2 項 「データベース」または「バック専門サービス」の予約代金は6カ月（「予約期間」）分前払いされる。当社がキャンペーンの一環として特別条件で「データベース」または「バック専門サービス」の予約を提供する場合には、前払期間を12カ月にすることができる。雑誌の予約購読に関連して購入される「電子レター」（eLetter）の購入代金は当該雑誌の1年分の予約代金に含まれる。
- 3 項 個別ドキュメント関連内での個別ドキュメントの呼出し、およびオプションの「beck-treffer」の個別ドキュメントの呼出しに対する料金は、呼出し時点で有効な価格表に従って、個々のドキュメントごとに支払われる。このことはテスト期間中の予約購読についてもあてはまる。当該個別ドキュメントの価格は呼出し前にお客様に表示される。個別ドキュメントの呼出しは毎月後払いで請求される。お客様が個別ドキュメントの呼出しに対する料金の支払いを連続2回以上滞滞した場合、当社はおお客様の個別ドキュメント購入を停止させることができる。「beck-treffer」の限定顧客はこの場合でも無料でドキュメントを呼び出すことができる。
- 4 項 総価格として明示されない限り、すべての価格にはそのつど有効な法定付加価値税が加えられる。
- 5 項 当社の請求書の受領後ただちに、お客様は支払額の差引きなく支払いを行なわなければならない。お客様は振替、クレジットカード（Master、VISA、Amex、JCB）または口座引き落としにて支払いを行なうことができる。
- 6 項 予約されたモジュールまたは「バック専門サービス」に内容が加わる場合、当社はそのような追加に基づき代金を引き上げることができる。些少の追加は考慮されない。代金の引上げはそのような内容追加後の予約期間（上記第8条2項参照）に要求できる。それは定期請求書付随の書式により効力を発する。値上げの場合、当該モジュールまたは「バック専門サービス」の利用契約を第13条8項により解除することができる。（特別解約権）
- 7 項 上記第8条6項の規定にかかわらず、契約締結後に技術的インフラの維持・発展に必要な費用などを含むサービス提供のために生じる必要な費用、または第三者著作の使用に費用、顧客サービスや一般的な管理の費用（場合によっては、達成された費用節約も考慮して）が全体として増大した場合、もしくは予約モジュールに含まれる印刷版著作の市場価格が値上がりした場合には、当社は月末まで3カ月の書面による予告を行なったうえで、予約代金を引き上げることができる。値上げの場合、当該モジュールまたは「バック専門サービス」の利用契約を第13条8項により解除することができる。（特別解約権）

第9条 保護権

- 1 項 お客様は「データベース」が当社によって開発されたデータベース、またはドイツ著作権法第4条2項および第87a条1項に定めるデータベースであることを認識するものとする。関連するすべてのコンピュータープログラムはドイツ著作権法第69a条以下によって保護され、マニュアルおよび文書は同法第2条によって保護される。保護された著作物に対する第三者の権利は影響を受けない。
- 2 項 「電子メールサービス」に収録されるすべての寄稿は著作権法で保護される。このことは収録された裁判例および判旨についても、それらが寄稿者または編集者により作成または編集されたものである限りあてはまる。
- 3 項 商標、会社ロゴマーク、その他のマークまたは保護表示、著作権表示、通し番号やその他識別のしるしとなるものは電子フォーマットで除去または改変することはできない。データを印刷するときも同様である。

第10条 お客様の利用権限

- 1 項 支払義務があり支払期限が到来した代金の支払いを条件として、利用契約書および以下の規定に従って、利用契約書に定める期間に限り、お客様自身の目的で、および契約書に定める権限ある利用者はそのような利用者自身の目的で、「データベース」の予約モジュールを利用する、または引出した個別ドキュメントもしくは購入した「電子メールサービス」のコンテンツを利用する譲渡不能の非独占的な権利がお客様に付与される。
- 2 項 利用権はお客様または権限ある利用者の端末機器で検索し、「ドキュメント」を閲覧し、ダウンロードし、1 回限り保存し、1 回限り印刷する権利を与える。「データベース」の「ドキュメント」または他の要素の複製その他の利用には当社による事前の書面同意を必要とする。ただし、複製その他の利用が1回限りで行なわれるものであり、体系的でなく、性質と範囲の点で「データベース」の本質的でない要素に関するものである場合はこの限りでない。「ドキュメント」の体系的・自動的呼出し、呼び出した「ドキュメント」の体系的編集物の作成および「ドキュメント」の体系的転送、第三者に対して系統だった「ドキュメント」へのアクセスを可能にすること、または商業的な情報媒介が目的のデータバンクの使用(第三者委任のリサーチとドキュメント呼び出し)は認められない。
- 3 項 ダウンロードした「ドキュメント」は予約購読期間に限り保存することができ、その後は消去しなければならない。当社はそのさい返還要求を差し控える。ダウンロードした「ドキュメント」または要素の永続的な保存は認められない。訴訟事件、訴訟手続または書類ファイルに関する最小限度の保存はこの限りでない。お客様は保存目的で、各訴訟事件、訴訟手続、書類ファイルにつき 50 ドキュメントまで印刷、または永続的にデータ記憶媒体に保存することができる。
- 4 項 お客様が利用契約に基づき「バックオンライン」データの個別「ドキュメント」を購入する権利を得る場合、お客様は当該「ドキュメント」を初めて呼び出したときから 15 日間はもう一度、追加料金なしで呼び出すことができる。(※1 文省略:経済データに関するため)
- 5 項 「データベース」の利用は利用契約書に定めるお客様の機関内の権限ある利用者に限られる。IP チェックによるアクセスが合意されていない限り、お客様は利用者名を明示しなければならない。当該利用者のアクセス権は当社が電子メールまたは書簡で確認する。
- 6 項 一人の権限ある利用者は、1 日につき最大 200 件の異なる「ドキュメント」を取り出すことができる。個別ドキュメントの取出しに関しては、そのつどの個別ドキュメント取出し料金に基づき追加料金を支払わなければならない。当社はさらに、上記の分量を超えた場合、当該日の残りの時間、当該利用者のアクセス・呼出し・ダウンロード速度を減じることができる。
- 7 項 権限ある利用者はユーザーID およびパスワードで同時につねに一回だけデータベースにログインすることができる。他のブラウザまたは他の機器での新たなログインのさい、その前のセッションは自動的に打ち切られる。
- 8 項 特にドイツ著作権法第 53 条、55a 条、87c 条および 87e 条の規定に従う場合などを含む、法律の規定に基づき行使される使用権は利用契約書および本利用条件では認められず、それらによって影響を受けない。
- 9 項 当社は許可された範囲を越えた利用を防ぐため技術的措置を講じることができ、特に、そのような利用に対応する防御壁を設けることができる。お客様は当社が講じる技術的措置を回避または超越する目的にかなうデバイス、製品その他の手段を用いることはできない。特にお客様はウェブクローラ、スパイダープログラム、メタサーチエンジンまたはオンラインデータベースの内容を自動的に呼び出す類似の技術を使用することはできない。不正使用の場合、当社はただちに「データベース」へのアクセスを遮断する。正当な理由による解約権や損害賠償請求権などを含む当社の他の権利および請求は影響を受けない。
- 10 項 お客様は上記規定に関して権限ある利用者には伝えなければならない、それらが遵守されていることを保証しなければならない。

エヌオンライン・マニュアルシリーズ

- 11 項 契約に反する使用、とくに乱使用の客観的な根拠となる証拠が存在する場合、お客様にはデータベースの使用法と範囲について当社の要求する情報を文書で受け渡す義務がある。契約に反する使用においても当社のその他の権利や要求は変わらないものとする。
- 12 項 お客様が企業、公法人、および公的特別財産の場合、もしお客様が 10 条 11 項の情報伝達義務に反し収録を伝達しない場合、当社は予想される損失額を公正な判断で見積もる権利がある。(民法典 315 条適応)。見積もりの根拠として、とくに該当の購読期間のドキュメント呼び出し数を、先行する購読期間およびお客様の実質の職務活動人数との割合で比較することができる。職務活動人にはお客様の訓練を受けた人員のほかに、データベースへのアクセスを得てそれによりお客様のリサーチを行う訓練中の人員(例えばインターンや実習生)も含む。

第 11 条 瑕疵ある場合の請求権

- 1 項 当社は「データベース」システムのいかなる欠陥も妥当な期間内に修繕しなければならない。これに関して、当社の責任は当該システムとインターネット間のネットワークアクセスポイントまでにしか及ばず、そのポイントを越えてお客様のシステムとデータ伝送線には及ばない。
- 2 項 当社はデータ内容の選択およびアップデートにさいして通常の注意を払う。しかしながら、内容の完全性、正確性および今日性は保証されない。
- 3 項 お客様は発生した欠陥、機能不全または損害についてただちに通知しなければならない。

第 12 条 損害賠償責任

- 1 項 当社の責任は、法的根拠のいかんにかかわらず、制定法の規定の範囲内で下記第 12 条 2 項から第 12 条 6 項までに定めるものに限られる。
- 2 項 当社は人命、人体または健康に対する損害、当社の、あるいはその代理人、代理店側が引き起こした故意の違反行為または重過失による損害、ならびに当社が保証した特性が守られていないことを理由とする、または悪意により隠匿された欠陥を理由とする損害に対して、無制限の責任を負う。
- 3 項 当社は、契約に特有のものであり予測可能な損害の賠償に限り、当社、その法定代理人または代理店が引き起こした基本的な契約上の義務の軽度の過失違反の結果生じた損害の賠償責任を負う。「基本的な契約上の義務」とは、契約の適切な履行を第一に可能にし、契約の相手方が履行することをつねに信頼することのできる義務を意味する。
- 4 項 当社はその他の軽過失に対して 1 件につき 25000 ユーロを上限として賠償責任を負う。
- 5 項 ドイツ民法典第 536a 条 1 項 1 号に定める契約締結時にすでに存在した欠陥に対する当社の責任は除外される。
- 6 項 製造物責任法に基づく賠償責任には影響が及ばない。

第 13 条 開始、期間、終了

- 1 項 利用契約書に別段の規定がない限り、第 13 条の規定は利用契約の開始、期間、終了に適用される。
- 2 項 「データベース」の利用または「バック専門サービス」の利用に関する契約は上記第 2 条の規定に従って成立するものとする。

エヌオンライン・マニュアルシリーズ

- 3 項 契約締結後にテスト期間が開始する。別段の合意がない限り、テスト期間は 4 週間とする。無料テスト期間は個別製品につき 1 回限り利用することができる。お客様はテスト期間中いつでも告知期間を遵守することなく特定の形式なしに契約を解除することができる。解約が行なわれなかった場合、契約はテスト期間終了から起算する 6 カ月の予約購読期間に更新される(場合によっては、特別キャンペーンに関連して、12 カ月)。
- 4 項 上記第 13 条 3 項の規定にかかわらず、「e ラーニング」モジュールの予約にはテスト期間は提供されない。契約はユーザー ID およびパスワードの送付時に開始し、6 カ月の予約購読期間が開始する。
- 5 項 いずれの当事者も、そのつどの予約期間の最終日の 4 週間前までに解約告知を行なって契約を解除することができる。解約が行なわれない場合、契約はそのつど 6 か月間自動更新される。
- 6 項 「beck-treffer」の利用に関する契約にはテスト期間がなく、いつでも告知期間を遵守することなく解約することができる。
- 7 項 雑誌の予約購読の範囲内での「電子レター」の購入に関して、予約購読の開始、期間、終了は当該予約購読契約で規定される。
- 8 項 第 8 条 6 項または 7 項による料金改定でお客様は、特別解約権および満期に達していない契約の随行に関して書簡または文書フォーマットで通知される。お客様には、代金引き上げによる改正価格施行の日時の通達入手の 4 週間以内に契約を解約する権利がある。解約されない、または期間内に解約されないお客様には引き上げ後の価格が適応される。
- 9 項 上記規定は「データベース」へのアクセスを含む当社の CD・DVD 製品、印刷版製品(“NJW”、“JuS”、“Formularbuch Recht und Steuern”など)のユーザー、および他の理由で「データベース」に無料アクセスする個人(著者など)との契約関係には適用されない。
- 10 項 各当事者の重大事由による特別解約権は影響を受けない。
- 11 項 契約終了時に、当社はただちにお客様の「データベース」へのアクセスを遮断する、または「電子メールサービス」を停止することができる。
- 12 項 本利用条件第 4 条に規定する解約権は影響を受けない。

第 14 条 データ保護、秘密保持

- 1 項 お客様には、当社が本契約の目的の範囲内で個人の身分データおよび利用データを機械可読方式で収集・編集・使用することを告知する。個人データはすべて秘密裡に扱われる。
- 2 項 本契約の当事者は、契約の履行に関連して他方当事者から知りえた情報を秘密裡に扱う義務を負う。

第 15 条 一般条項

- 1 項 履行地をミュンヘンとする。商人、公法上の法人もしくは公法上の特別財産との間の争訟に対する排他的裁判管轄地も同じくミュンヘンとする。
- 2 項 法的根拠にかかわらず、「データベース」および「電子メールサービス」の利用に関連するすべての争訟にはドイツ連邦法が排他的に適用され、他の法体系で示されるいかなる抵触法規定も排除される。国際物品売買契約に関する国連条約は適用されない。